

整骨院・接骨院（柔道整復）で保険が使えるのは例外的なものに限られます

次の３点にご注意ください

① 整骨院・接骨院は病院（保険医療機関）ではありません

柔道整復師は国家資格ですが、医師の資格ではありません。

整形外科は保険診療が受けられますが、整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは例外的な場合に限られています。

② 外傷性の怪我にかぎられます

接骨院・整骨院で保険適用できるのは、

急性で外傷性の捻挫（ねんざ）・打撲（だぼく）・挫傷（にくばなれ）
骨折・脱臼（だっきゅう）に限られます。

※外傷性とは

関節等の可動域を超えたねじれや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態

※使えないもの

- ・原因不明の痛み
- ・単なる疲れや加齢による慢性的な首筋や肩のこり・腰痛・膝の痛み・体調不良
- ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・病気（神経痛・五十肩・ヘルニア等）による痛みやしびれ
- ・過去のケガの痛み（後遺症）
- ・症状の改善が見られない長期の施術
- ・同じ負傷で医師の治療を受けているとき（重複受診）

③ 領収書を受け取り、「保険（適用）分」か「保険外」の確認をする

②以外の施術で保険適用している場合は、療養費を返還いただきますので、ご注意ください。

○よくある質問

Q：持病の肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、接骨院・整骨院で健康保険がつかえますか

A：使えません

健康保険が使えるのは外傷性が明らかな怪我に限られます

原因が直近の怪我かどうか明確でない痛みは、自費診療になります

Q：同一の負傷について、整骨院・接骨院と医療機関（整形外科）の両方で治療を受けても大丈夫ですか

A：重複して治療は受けられません

同一の負傷について同時期に柔道整復師の施術と整形外科での治療を重複並行して受けることはできません。

Q：月初めに白紙の療養費支給申請書にサインしたが問題ないか

A：詐欺罪に該当するおそれがありますのでやめてください

申請内容の日数や施術部位が実際の診療と異なる場合に、本人に悪意がなくても署名をしている以上は、ご本人の不正請求となる可能性があります。必ずその月の施術が完了して、請求内容を確認してから署名してください。

Q：なぜ、整骨院・接骨院で保険取扱いの施術は例外的なものに限られるのか

A：整骨院・接骨院での怪我の施術が保険診療として例外的に認められているのは、整形外科担当の医療機関の配置・医師数の不足の理由により、過去に被保険者保護の立場から認められたものです。保険診療の原則として整形外科の診療を受診できる場合は、整形外科で保険を使い怪我の治療（現物給付）を受けてください。

※厚生労働省の通知により、保険者は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して事実確認に努めることとされております。今後ともご協力をお願いします。